

令和5年4月20日

第4回二本松市農業委員会総会議事録

二本松市農業委員会

第4回 二本松市農業委員会総会

1 開催日時 令和5年4月20日(木) 午後2時00分から午後2時53分

2 開催場所 二本松市役所 正庁

3 出席した委員

農業委員(16名)

1番 野地 太郎	2番 佐藤 勝則	3番 大内 和長
4番 菅野 一紀	5番 川口 美奈子	6番 武藤 一夫
7番 安齋 栄	8番 安齋 喜八	9番 佐久間 栄吉
10番 武藤 栄利	11番 菅野 秀和	12番 根本 信康
13番 佐藤 孝志	14番 佐藤 美由紀	15番 遠藤 伝栄
16番 馬場 利正	17番 松本 太	18番 齋藤 弘美
19番 奥平 貢市		

農地利用最適化推進委員(17名)

20番 菊地 清吉	21番 佐藤 孝	22番 武藤 善朗
23番 安齋 浩一	24番 佐藤 一男	25番 佐藤 薫
26番 石川 重彦	27番 菅野 正寿	28番 佐藤 洋三
29番 平 義一	30番 大石 忠雄	31番 遊佐 一夫
32番 渡邊 久	33番 伊藤 金志	34番 渡邊 一正
35番 遠藤 康子	36番 大内 信一	37番 安齋 秀明
38番 武藤 健之		

4 欠席委員

農業委員

5番川口美奈子委員、8番安齋喜八委員、14番佐藤美由紀委員

農地利用最適化推進委員

23番安齋浩一委員、37番安齋秀明委員

5 遅参委員

なし

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第23号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について

第4 議案第24号 現況確認証明申請について

第5 議案第25号 農地法第3条の規定による許可申請について

第6 議案第26号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

第7 議案第27号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第8 議案第28号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

7 農業委員会事務局職員

事務局長 高根功幸 農地係長 湯田匡史 農地係 筈崎裕一

8 会議の概要

議長（奥平貢市）会長　これより、令和5年第4回二本松市農業委員会を開会します。

（宣告　午後2時00分）

議長（奥平貢市）会長　委員の出席状況を報告いたします。

出席委員は、農業委員19名中16名、推進委員19名中17名で定足数に達しておりますので、本総会は成立しております。

本日、5番川口美奈子委員、8番安齋喜八委員、14番佐藤美由紀委員、23番安齋浩一委員、37番安齋秀明委員から欠席の旨、届出がありましたのでご報告いたします。

議長（奥平貢市）会長　それでは日程第1、二本松市農業委員会会議規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

議長（奥平貢市）会長　それでは、9番佐久間栄吉委員、10番武藤栄利委員の両名を指名いたします。

議長（奥平貢市）会長　日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。

本総会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

議長（奥平貢市）会長 異議なしと認め、会期は本日 1 日間と決しました。

なお、この際お願い申し上げます。

議案の個人情報の扱いについてであります。個人情報保護の観点から取り扱いには十分注意いただきますようお願いいたします。

議長（奥平貢市）会長 次に日程第 3、議案第 2 3 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書 3 ページをご覧ください。

議案第 2 3 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請について。

農地法第 5 条第 1 項の規定により、下記農地の許可後の事業計画変更申請があったので審議を求める。

令和 5 年 4 月 2 0 日提出 二本松市農業委員会会長 奥平 貢市。

番号 1、市発注事業である特別支援学校進入路新設工事の工期延長に伴い、一時転用の期間を延長します。

番号 2、議案第 2 4 号番号 1、議案第 2 5 号番号 4、議案第 2 7 号番号 3 と関連案件になります。譲渡人は当初墓石等展示場を計画していましたが、事業遂行が困難となったため、8 3 番 1 は譲受人が所有権移転を受け、計画を変更し物置として利用します。8 3 番 5、8 3 番 6 は荒廃化が進んでいるため、現況に沿った地目となるよう申請を行います。8 3 番 7、8 4 番 1 は譲受人の経

営規模の拡大のため、農地法第3条申請を行い、畑として利用します。

議案書4ページをご覧ください。

番号3、市発注事業である住宅団地造成工事の工期延長に伴い、一時転用の期間を延長します。

番号4、市発注事業の追加受注に伴い、一時転用の期間を延長します。

なお、申請人氏名等につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

20番（菊地清吉）委員 20番菊地です。議案第23号番号1について報告いたします。

17日午前9時から現地にて、借受人の有限会社■■■■の■■■さんと松本太委員と私、3人で現地確認をしました。貸付人の■■■■さんの息子である■■■■さんと電話にて連絡を取り、議案内容に間違いのないことでした。本件は工期5カ月延長のみの変更で工事は8月中に完了予定とのことにつき、問題なく許可適当と判断しますので皆様のご審議よろしくお願いたします。以上です。

18番（齋藤弘美）委員 議案23号番号2について調査内容をご報告いたします。

4月13日、譲渡人の有限会社■■■■の■■■さんから内容を聞き取り、16日に

安齋浩一委員とともに譲受人の■■■■さん立ち合いのもと現地調査を行いました。内容は事務局説明のとおりです。調査の結果、有限会社■■■■さんの経営上の問題なので、事業計画変更は仕方がないと考えますのでご審議よろしくお願いたします。以上です。

34番（渡邊一正）委員 34番渡邊です。議案23号3について調査結果を報告いたします。

この件につきましては先程、事務局から説明あったとおり、市発注工事の延長による変更だけですので、17日の日、■■■■を訪ね、現場担当者の■■■■さんから変更内容について確認し、18日に■■■■さんのところを訪ねて、その話し合ったことの確認と、今、途中の工事状況を確認し、あの敷地内にはもう、鉄板を敷いて道路に土を敷くことがなく、適正に行われているので許可適当と思いますので皆様のご審議よろしくお願いたします。

10番（武藤栄利）委員 10番武藤です。議案第23号番号4について調査の結果を報告いたします。

4月16日電話にて■■■■株式会社営業の■■■■さんにお話を伺いました。市発注の追加受注に伴う一時転用の期間を延長するということでありました。ただいま事務局説明どおりであり、許可適当と判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願いたします。以上です。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許し

ます。

質問、意見ございませんか。

(意見なし)

議長（奥平貢市）会長　それでは採決いたします。

議案第23号番号1から番号4について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長（奥平貢市）会長　全員賛成ですので、議案第23号、番号1から番号4については原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長　次に、日程第4、議案第24号「現況確認証明申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局　議案書6ページをご覧ください。

議案第24号現況確認証明申請について。

福島県現況確認証明書交付事務取扱要領により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和5年4月20日提出　二本松市農業委員会会長　奥平　貢市。

番号1農地の所在・三雄山83番5外1筆、登記地目・畑、現況地目・山林、面積計3,048平方メートル、非農地の事由・平成12年に取得したが、20年以上耕作しておらずそのまま放置していたため荒廃化したものでありま

す。

なお、所有者氏名等につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

18番（齋藤弘美）委員 議案24号番号1について調査内容を報告いたします。

4月4日に伊藤金志委員、安齋浩一委員と私、事務局から湯田係長と長谷川さんの5名で現地調査を行いました。内容は事務局説明のとおりです。調査の結果、現地は雑木等が生い茂っていて農地として利用することが困難であると認められました。よって、非農地にすることが適当と報告いたしますので皆様のご審議よろしくお願いいたします。以上です。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 それでは採決いたします。

議案第24号番号1について、原案のとおり判定することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第24号番号1については原案のとおり判定することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 次に日程第5、議案第25号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書7ページをご覧ください。

議案第25号農地法第3条の規定による許可申請について。

農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求めます。

令和5年4月20日提出 二本松市農業委員会会長 奥平 貢市。

番号1から番号2につきましては、自作地相互の交換のため、申請地を所有権移転するものであります。

議案書7ページから8ページにかけてをご覧ください。

番号3につきましては、譲受人の移住に伴う農地取得のため、譲渡人は相手側の要望を受け、申請地を売買により所有権移転するものであります。

番号4につきましては、譲受人の経営規模の拡大のため、譲渡人は相手側の要望を受け、申請地を売買により所有権移転するものであります。

番号5につきましては、譲渡人の農業経営の移譲のため、申請地を贈与により所有権移転し、譲受人に農業経営を継承するものであります。

議案書9ページから10ページにかけてをご覧ください。

番号6につきましては、貸付人の経営移譲年金受給のため、申請地に使用貸借権を設定し、借受人に農業経営を継承するものであります。

番号7につきましては、譲受人の経営規模の拡大のため、譲渡人は相手側の要望を受け申請地を贈与により所有権移転するものであります。

なお、申請人氏名につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

17番（松本 太）委員 関連してます議案25号番号1と2について調査内容の報告をいたします。

4月17日午前10時より、現地にて■■■■さんから大石忠雄委員と私で聞き取り調査を行いました。■■■■さんからは電話で確認し、申請内容に間違いのないとのことでした。内容は事務局説明のとおりです。調査結果、特に問題がないため、許可適当と考えるので皆様のご審議よろしく願いいたします。以上です。

12番（根本信康）委員 12番根本です。議案25号の3についてご説明したいと思っております。

譲渡人の■■■■さんは、農業をほとんどやっておらず、杉田の方に自宅を造り住んでいました。お父さんが昨年亡くなり、永田の家と土地を手放すことを考えたということです。手放すにあたりまして、相手方との繋がりというの

はインターネットでだったそうです。譲受人の■■■■さんについては、長野の方で醤油の醸造をやっているそうで、豆と大豆と何かを作りたいという話で、これは17、18と■■■■さんとお会い出来なくなってしまいまして、19にお会いする約束でしたけれども、18日にお電話で話すようになりました。結果、19日の日に推進委員の佐藤洋三さんと現地を見て来ましたので、その時に、現状としては、家の前の方の畑になっている部分に木がありまして、それはどうなんですかということを■■■■さんにお伺いしたら、現状のままでお譲りしたいということで、話はついているそうです。譲りに対して問題はないと思いますので、皆様のご審議よろしくお願いいたします。

18番（齋藤弘美）委員 議案25号番号4と5について調査内容を報告いたします。

まずは、番号4について。4月13日に譲渡人の有限会社■■■■の■■■■さんから、内容聞き取り、4月16日に譲受人の■■■■さん立ち合いのもと、安齋浩一委員とともに現地調査を行いました。内容は事務局説明のとおりです。調査の結果、特に問題がないため、許可適当と考えます。ご審議よろしくお願いいたします。

続きまして、番号5について調査内容を報告いたします。譲渡人の■■■■さんと譲受人の■■■■さんは親子ですので、4月13日に譲受人の■■■■さんから内容を聞き取り、4月16日に安齋浩一委員とともに現地調査を行いました。内容は事務局説明のとおりです。調査の結果、経営上のための移転ですので、特に問題がないため、許可適当と考えますのでご審議よろしくお願

いたします。以上です。

1 番（野地太郎）委員 1 番野地です。議案 2 5 号の 6 番と 7 番について調査の結果を説明いたします。

4 月 1 5 日午後より、農業委員の安齋栄さん、推進委員の遊佐一夫さん、安齋秀明さん、佐藤孝さんと僕と譲渡人の [REDACTED] さんの 6 人で現地を確認してまいりました。内容的には事務局の説明とおりであります。何ら問題ないと思いますので、皆様方のご審議よろしく願いいたします。

7 番についてですが、同じく 4 月の 1 5 日、自分と推進委員の佐藤孝さん、安齋秀明さんで譲受人の [REDACTED] さんと現地を確認しました。事務局の説明のとおりでありまして、何ら問題がないため皆様のご審議よろしく願いいたします。

なお、譲渡人の [REDACTED] さんは義理の姉にあたる方であります。以上で調査報告をいたします。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

6 番（武藤一夫）委員 2 5 号の 3 番の件なんです、これ長野県安曇野市の人が買うということで、よろしいですね。で、移住を前提ということになっているみたいなんです、あの、農地法にすれば、こちらに住所を移さなくて

も買えるのか、その辺をちょっと確認しておきたいと思います。

事務局長 農地の所有につきましては、二本松市に住所がなくても、買うというのは可能です。なので、実際には、この辺だと市外の福島の方とかで所有される方とかいらっしやいます。以上です。

6番（武藤一夫）委員 その辺は分かっているわけですが、基本として、多分、農地をその、手入れ出来るかどうか、その通勤距離と関わってくる問題があるのかなと思ったので。安曇野からここまで来て農地を耕すのは現実的ではないというふうに思ったものですから。多分、通勤範囲っていうのをなんか制限あったような気がしたんで確認しました。

事務局長 すみません。確かにそのとおりなんですけども、この方については、こっちにもう移住するという事で、それで所有されるということで間違いはないです。

12番（根本信康）委員 ■■■さんについてはその内容なんですけれども、■■■さんのお父さんが住んでた自宅がその、宅地の中にあるんですけれども、そちらも再利用するという話は聞いたんですけれども。その以上です。

議長（奥平貢市）会長 そういう内容で行うということでございますのでご了承承賜りたいと思います。

その他ございますか。

29番（平義一）委員 すみません、今の3番についてなんですけれど、これの販売価格ってはいくらくらいでしょうか。

事務局 番号3の売買価格につきましては、10アールあたり

350,095円となっております。以上です。

議長（奥平貢市）会長 よろしいですか、その他ございますか。それでは採決いたします。

議案第25号、番号1から番号7について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第25号、番号1から番号7については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 次に日程第6、議案第26号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書12ページをご覧ください。

議案第26号農地法第4条第1項の規定による許可申請について。

農地法第4条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求めらる。

令和5年4月20日提出 二本松市農業委員会会長 奥平 貢市

番号1、事後申請になります。平成12年頃から使用していた通路が違反転用状態であることが判明したため申請します。汚水の発生はありません。

農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しま

すので第2種農地と判断されるものであります。

番号2、事後申請になります。昭和55年頃から使用していた物置が違反転用状態であることが判明したため申請します。汚水の発生はありません。

農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当します。すので第2種農地と判断されるものであります。

議案書13ページから14ページにかけてご覧願います。

番号3、一時転用になります。申請地で果樹栽培を行うため、勾配を緩やかにするための農地改良を行います。汚水の発生はありません。

農地区分について、申請地は概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地であり、第1種農地と判断されますが、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に該当するため、例外的に許可することができると判断されるものであります。

番号4、事後申請になります。昭和55年以前から使用していた進入路が違反転用状態であることが判明したため申請します。汚水の発生はありません。

農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当します。すので第2種農地と判断されるものであります。

なお、申請人氏名につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、担当委員の調査結果の報告を求めます。

18番（齋藤弘美）委員 議案26号番号1について調査内容を報告いたし

ます。

4月16日に安齋浩一委員とともに、申請人の■■■■さんと行政書士の■■■■さんから内容を聞き取り、現地調査を行いました。内容は事務局説明のとおりです。長い間、農地の一部を通路に使用していたということで、顛末書が提出されております。検討の結果、他に通路がないため、今回はやむを得ず許可をすると判断いたしましたので、皆様のご審議よろしくお願いたします。以上です。

35番（遠藤康子）委員 35番遠藤です。議案第26号2番について調査内容を説明いたします。

4月14日午前9時より現地において、農業委員遠藤伝栄さんと、私と、申請人■■■■さんはお仕事で留守のため、奥様より聞き取り調査を行いました。また、■■■■さんより顛末書の提出もされておりますので、許可申請に問題はないと判断いたしました。皆様の審議よろしくお願いたします。

11番（菅野秀和）委員 11番菅野です。議案第26号番号3について報告します。

4月の12日午後2時より、現地の確認をしました。なお、今回は5,000平米を超える申請のため、会長、会長職務代理者、事務局から2名と、佐藤委員と私、そして工事業者の担当の方の7人で確認をしました。内容は事務局説明のとおりです。前に一度、別の業者に施工してもらった畑なんですが、勾配が急なため、食物などを植えても流れてしまうので、勾配をなだらかにしたい

とのことでした。話し合いの結果、他の畑などに雨水や、土など流れないようにお願いしますとの結論になりましたので、皆様のご審議よろしく願いいたします。以上です。

26番（石川重彦）委員　26番石川です。議案26号の番号4について調査の内容を報告いたします。

4月18日の午前8時より、農業委員の武藤栄利さんと私と、申請人の■■■■さんにおいでいただき、現地において調査いたしました。長い間、この進入路で違反転用状態であったのが最近になって分かったということでありまして、顛末書も出ております。この他に、進入路も無いもんですからやむなく許可適当であると判断いたしました。皆様のご審議よろしく願いいたします。以上です。

議長（奥平貢市）会長　以上で担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長　ございませんか。それでは採決いたします。

議案第26号、番号1から番号4について原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第26号、番号1から番号4については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 次に日程第7、議案第27号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書15ページをご覧ください。

議案第27号農地法第5条第1項の規定による許可申請について。

農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求めらる。

令和5年4月20日提出 二本松市農業委員会会長 奥平 貢市。

番号1、複数の資材置場等を一か所に集約させるため、交通の便が良い申請地に資材置場等を計画します。汚水は浄化槽を設置し排水します。農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので第2種農地と判断されるものであります。

番号2、事後申請になります。既存住宅と駐車場を買い取るにあたり、駐車場及び宅地の一部が違反転用状態であることが判明したため申請します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので第2種農地と判断されるものであります。

議案書16ページをご覧ください。

番号3、事後申請になります。畜舎を譲り受け物置として使用するにあたり、

昭和57年頃から違反転用状態であることが判明したため申請します。

汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地であり、第1種農地と判断されますが、申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上、又は業務上必要な施設に該当しますので、例外的に許可することができると判断されるものであります。

議案書16ページから18ページにかけてご覧願います。

番号4から番号6につきまして、申請地を現在排水管の埋設地として使用している譲受人へ所有権移転します。汚水は浄化槽を設置し排水します。

農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので第2種農地と判断されるものであります。

番号7、既存住居の老朽化により建替えを計画しましたが、既存宅地は崖地であるため申請地に住宅建築を計画します。汚水は合併浄化槽を設置し排水します。農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので第2種農地と判断されるものであります。

番号8、再生可能エネルギーの普及拡大を図るため、申請地に計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので第2種農地と判断されるものであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、担当委員の調査結果の報告を求めます。

16番（馬場利正）委員 16番馬場です。議案27号番号1について調査内容を報告します。

最初に議案27号番号1については、4月17日、譲渡人の■■■■さん、推進委員の伊藤金志さんと私で、現地調査をいたしました。当日、■■■■さん、■■■■さん、お二方所要のため、来れないということで、行政書士の■■■■さんから、詳しく計画内容を聞き取りいただきましたが、別に問題なく許可相当と思われるので、ご審議の程よろしく申し上げます。

次に議案27号2については、4月17日午前8時から、譲渡人の■■■■さんと、■■■■さんと私で現地で聞き取り調査をいたしました。内容については、1番、2番とも事務局説明のとおりです。譲受人の■■■■さんは自宅前でしたが、なかなか出てこなかったもので、後日、電話でお聞きをしました。この案件につきましては顛末書も出されておりましたが、問題なく許可相当と思われるので、ご審議の程よろしくお願いたします。

18番（齋藤弘美）委員 議案27号番号3から6について調査内容を報告いたします。

まずは番号3について。4月13日に譲渡人の有限会社■■■■の■■■■さんから内容聞き取り、16日に譲受人の■■■■さん立ち合いのもと、安齋浩一委員とともに現地調査を行いました。内容は事務局説明のとおりです。畜舎を転用しないまま使用していたということで、顛末書が提出されております。

検討の結果、今後、物置に使用することなので今回はやむを得ず許可

社■■■■■というところの■■■■■さんが現地に参加していただきました。

4人で確認しました。内容等については事務局説明のとおりでございまして、
現地は、民家が数件ある場所でありまして、工事するにあたりまして、民家の
了解、説明を十分にしてから行ってくださいという旨と、あと、周りに排水
用のU字溝はあるのですが、ちょっと小さめのU字溝でしたので、豪雨の際な
ど考慮しながら、そこも十分に注意しながら工事をしてくださいということ
を伝えました。譲渡人も譲受人もその辺は十分に考慮して行いますということで
したので、許可適当と判断してまいりました。皆様方の審議をお願いいたしま
す。

議長（奥平貢市）会長　　以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許し
ます。

12番（根本信康）委員　　議案27号の1についてなんですが、価格を教え
ていただいてもよろしいですか。

事務局　　番号1の売買代金につきましては、26,000,000円となっ
ております。以上です。

議長（奥平貢市）会長　　よろしいですか。その他、質問ご意見等ございま
すか。無いようですので採決いたします。

議案第27号、番号1から番号8について、原案のとおり許可することに賛
成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第27号、番号1から番号8については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 次に日程第8、議案第28号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題といたします。

なお、この際申し上げます。本議案中、番号4については、
委員が、番号28については、
委員が、議案に関係しますので、
農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事に参与できないこと
になっており、関係委員を除斥して審議することとなります。

よって、まず議案第28号番号4を審議することとしますので、
委員の退席を求めます。

(委員 退席)

議長（奥平貢市）会長 議案第28号番号4について、事務局の説明を求め
ます。

事務局 議案書20ページをご覧ください。

議案第28号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認に
ついて。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積
計画の決定について意見を求める。

令和5年4月20日提出 二本松市農業委員会会長 奥平 貢市。

今回の告示は、4月28日を予定しております。

議案書24ページから25ページにかけてご覧願います。

番号4につきましては、7筆6、442平方メートルに利用権の再設定のために申請があったものになります。その他の設定内容については、議案書記載のとおりであります。利用権設定の番号4につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

これより、議案第28号番号4についての質問及び意見を許します。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第28号番号4について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第28号番号4については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

委員の除斥を解きます。

（委員 復席）

議長（奥平貢市）会長 次に、議案第28号番号28を審議することとしますので、委員の退席を求めます。

（委員 退席）

議長（奥平貢市）会長　議案第28号番号28について、事務局の説明を求めます。

事務局　議案書36ページをご覧ください。

番号28につきましては、農地中間管理機構である福島県農業振興公社が利用権設定を受け、同時に借受者に対して利用権設定を行うものであります。

その他の設定内容については、議案書記載のとおりであります。

利用権設定の番号28につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長　事務局の説明が終わりました。

これより、議案第28号番号28についての質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長　無いようですので採決いたします。

議案第28号番号28について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長　全員賛成ですので、議案第28号番号28については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

委員の除斥を解きます。

(委員 復席)

議長（奥平貢市）会長 次に、議案第28号番号1から番号31のうち、番号4及び番号28の2件を除く29件についてを審議します。

事務局の説明を求めます。

事務局 農地流動化の状況について、議案書39ページをご覧ください。

今回の利用権設定内容につきましては、二本松地区97筆

112, 187.5平方メートル、安達地区29筆52, 752平方メートル、東和地区4筆6, 557平方メートル、合計130筆171, 496.5平方メートルの計画内容でございます。

利用権の新規設定は議案書20ページの番号1、議案書25ページの番号5、議案書30ページの番号15番号16、議案書34ページの番号24、議案書36ページの番号29から議案書37ページの番号31になります。

議案書36ページの番号29から議案書37ページの番号31につきましては、農地中間管理機構である福島県農業振興公社が利用権設定を受け、同時に借受者に対して利用権設定を行うものであります。

その他の設定内容については、議案書記載のとおりであります。

利用権設定の番号1から番号31のうち番号4と番号28の2件を除いた29件につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

これより、只今の事務局の説明に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 それでは、議案第28号番号1から番号31のうち、番号4及び番号28の2件を除く29件について採決いたします。

議案第28号番号1から番号31のうち、番号4及び番号28の2件を除く29件について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第28号番号1から番号31のうち、番号4及び番号28の2件を除く29件については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 以上で、本日の審議は全て終了しました。

これをもって、令和5年第4回二本松市農業委員会を閉会いたします。

（宣告 午後2時53分）

上記の議事の結果は、事実と相違ないことを証明するため署名する。

令和5年4月20日

二本松市農業委員会

議 長 奥平 貢市

署 名 委 員 佐久間栄吉

署 名 委 員 武藤 栄利